平成27年度　事業計画

【あさがおのミッション】

ノーマライゼーション社会の実現

【基本方針】

今日の権利擁護に関する相談は多様化、複雑化が進んでいます。これらの相談に適切に対応できるよう、あさがお職員の質・量、両面での権利擁護支援の向上は言うまでもなく、専門職や社会福祉協議会、行政等とネットワークを形成し、地域における権利擁護支援体制の充実を図ります。

また、今年度より湖東地域権利擁護サポートセンター（仮称）運営を受託します。あさがおにとって初めての地域で権利擁護支援を展開することになります。これまでの 10 年間の活動成果を湖東地域で活かし、皆様から信頼されるセンターを目指します。

以上を踏まえ、次の 3 点を重点項目とするとともに、今年度も『権利擁護・成年後見を進めるためのあさがお行動計画～あさがお中期ビジョン～』の実現に取り組みます。

【重点項目】

1．高齢者・障害者の権利擁護支援体制の充実

①大津市エリアを中心とする権利擁護の仕組みづくり
②後見活動員の育成による後見ニーズへの対応
③滋賀県の権利擁護支援に関わる団体や専門職とのネットワーク形成による取り組み
④行政への働きかけによる権利擁護体制整備

2．湖東地域権利擁護サポートセンター（仮称）の運営

湖東地域（彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町）における高齢者、障害者への虐待等権利侵害への対応や成年後見制度利用支援等、権利擁護に関わる専門的支援を行い、地域の福祉を推進することを目的とし、センター運営を行います。

3．あさがお支援者の拡大

①賛助会員制度の普及
②寄付金アップに向けた取り組み
③新規会員の獲得に向けた取り組み

【事業計画】

1．保健・福祉・医療に関する総合相談事業

（1）権利擁護・成年後見相談事業（大津市受託：権利擁護支援・成年後見利用支援事業）

大津市民、地域包括支援センター等職員、介護・福祉サービス事業所等職員を対象とした権利侵害の事例解決に向けたソーシャルワークを展開し、地域における権利擁護の質の向上に努めます。

（2）成年後見制度利用申立て支援事業（同上）

親族申し立てや市長申し立てに対し、親族や関係機関、市と連携し、申し立てが円滑に図れるよう努めるとともに、成年後見の利用促進を図ります。

（3）高齢者虐待・成年後見相談事業（滋賀県受託：高齢者成年後見支援センター事業）

県内の地域包括支援センター、各市町の保健福祉担当課、介護保険事業所等の職員を対象に高齢者虐待･成年後見に関わる専門的・技術的助言を行い、また連携していくことにより、権利擁護の体制整備を図ります。

（4）その他相談事業

上記委託事業以外の相談についても対応していきます。

2．権利擁護、成年後見に関する事務の提供

法人後見事務

現在受任中の被後見人について引き続き適切な後見事務を遂行します。また、新たなニーズに対しては下記のような取り組みを行いつつ対応をしていきます。

・当法人としての適正な受任件数の検討を行いつつ、内部での受任相談のルールを明確にしていきます。

・法人後見について、今年度より、後見活動員による活動も含めた後見受任体制を開始します。

・専門職後見との関係の中で果たすべき役割について、滋賀弁護士会、成年後見センター・リーガルサポート滋賀支部、滋賀県社会福祉士会、大津家庭裁判所等との協議を継続していきます。

3．権利擁護、成年後見制度に関する研修事業

高齢者虐待問題研修会（滋賀県受託：高齢者成年後見支援センター事業）

地域包括支援センター、市町の職員を対象とした高齢者虐待に関する研修事業を行うことにより、専門職の資質向上を図ります。

4．権利擁護、成年後見制度に関する普及・啓発事業

（1）高齢者虐待防止セミナー（滋賀県受託：高齢者成年後見支援センター事業）

一般県民、民生委員児童委員、保健福祉関係職員を対象としたセミナーを開催し、高齢者虐待防止についての意識向上を図ります。

（2）権利擁護・成年後見啓発事業（大津市受託：権利擁護支援・成年後見利用支援事業）

大津市民、地域包括支援センター等職員、介護・福祉サービス事業所等職員を対象とした講座などの啓発を行い、地域における権利擁護の普及に努めます。

（3）関係機関育成事業（同上）

行政職員や介護・福祉サービス事業所等職員を対象に、権利擁護支援に関する助言等の育成を行い、地域における権利擁護の質の向上に努めます。

（4）機関誌あさがお通信の発行

年4回発行し、会員中心に配布を行います。

（5）視察・実習受入れ、講演等

県内外の団体や機関の視察や実習の受け入れ、また講演・研修等への講師派遣を行っていきます。

新 5．湖東地域権利擁護サポートセンター（仮称）運営事業

10月1日より、彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町から受託し、センターを運営します。

場所（予定）：彦根市福祉センター別館2階

業務内容：①権利擁護に関する専門相談
②虐待等の権利侵害への対応および権利擁護に関する専門的支援
③成年後見制度の利用に関する相談等の専門的支援
④高齢者および障害者の権利擁護に関する普及啓発および研修
⑤権利擁護支援ネットワークの構築および活動
⑥地域の権利擁護支援の担い手の養成および活動

6．1～5以外の権利擁護事業等

新（1）市民後見推進事業（大津市受託：市民後見推進事業）

平成23～25年度に実施したこの事業については、過去3年間で出された方向性をもとに、27年度はそれらを実現化するための取り組みを行います。具体的には、大津市における市民参画のもとでの権利擁護の支援体制構築のための検討委員会、市民の意識向上に向けた啓発講座やセミナー、多くの市民が地域の福祉に関心を持ち、見守り活動を行うことをねらいとした権利擁護サポーター養成研修等に取り組みます。

（2）大津市高齢者虐待対応検討会（大津市受託：大津市高齢者虐待対応指導事業）

高齢者虐待ケースについて大津市に委員を派遣し、虐待対応へのアドバイスを行います。また、高齢者虐待対応に直接関わる地域包括支援センターの職員を対象とした研修を行います。

新（3）認知症サポーター養成事業（大津市受託：大津市認知症サポーター養成事業）

大津市より、認知症の啓発やキャラバン・メイトの養成を目的とした上記事業を受託し、認知症サポーター養成講座、フォローアップ研修、キャラバン・メイト養成研修等を行います。

（4）障害者虐待対応への取り組み

大津市障害者自立支援協議会権利擁護部会において、障害者虐待対応や仕組みづくりに向けた助言を行います。

(新)（5）大津市エリアでのネットワークづくりに向けた取り組み

大津市エリアで権利擁護・成年後見活動に関わる専門職等と協力し、このエリアにおける権利擁護の仕組みづくりについて協議し、具体的な活動に取り組んでいきます。

(新)（6）滋賀県エリアのネットワーク懇談会

県内の権利擁護・成年後見に関わる専門職、社会福祉協議会、権利擁護支援団体等が、滋賀県エリアでの権利擁護に関するネットワーク体制の整備に向け協議を定期的に行う中で、情報を共有し合うとともに権利擁護に関する活動を協働していきます。

（7）全国権利擁護支援ネットワーク協議会活動

全国権利擁護支援ネットワーク協議会の運営に関わり、近畿ブロックのフォーラムや全国フォーラムに参加します。また、権利擁護支援の強化を希望する地域やシステム構築を目指す自治体を対象に助言のための訪問活動を実施します。

（8）各種協議会等への委員派遣

① 大津市社会福祉審議会
② 大津市地域包括支援センター社会福祉士会議への出席
③ 大津市自殺対策連絡協議会
④ 相談機関連絡会・相談機関連絡会精神保健部会
⑤ 滋賀県運営適正化委員会
⑥ 滋賀県虐待防止推進連絡会議
⑦ 滋賀県認知症対策推進会議
⑧ 県内権利擁護団体との協力、支援

7．法人内の取り組み

（1）会議等の開催

総会（年1回）、理事会（年7回）、職員会議（月1回）、グループスーパービジョン（G.S.V）（2週間に1回）、事業企画検討会議（プロジェクトASAGAO＝P.A）（2週間に1回）を開催します。また、弁護士相談（月1回）、支援検討委員会を通して、適切な相談対応に努め、また、職員の相談援助技術の向上を目指します。

（2）支援者（賛助会員制度の普及を含む）の拡大

あさがおの活動やあさがお通信、パンフレット等を通じて、あさがお支援者（正会員、賛助会員）の拡大を目指します。特に昨年度創設した賛助会員は、寄付を頂く方と併せて100名超を目指します。

（3）寄付金の拡大

あさがおの活動やあさがお通信、パンフレット等を通じて、寄付の拡大に努めます。賛助会員数と併せて100名超を目指します。